

令和8年度

仕 様 書

(基本設計＋実施設計)

委託業務名：R 8 宮繕 児童相談所一時保護施設（仮称） 徳・昭和
新築基本・実施設計業務

徳島県県土整備部宮繕課

仕様書（基本設計＋実施設計）

1 設計内容

本仕様書に記載されていない事項は、「公共建築設計業務委託共通仕様書」（平成20年3月31日国営整第176号 最終改正令和6年3月26日国営整第213号）による。

- (1) 設計は、次表のうち、○印を付したのものに関する業務を行うものとする。
業務の内容は、令和6年国土交通省告示第8号別添一第1項第一号イ及び第二号イに掲げるもの及び6(2)に示す成果品の作成にかかるものとする。ただし、「建築確認申請」を「計画通知」と読み替えるものとし、計画通知が不要な場合は、それに関する業務を除くものとする。

○	建築設計
○	建築構造設計
○	電気設備設計
○	機械設備設計
○	敷地造成設計
○	屋外附帯設計
○	積算

(2) 目標とする工事額（直接工事費） 1,004,000千円

(3) 工事施工予定期間 着工の日より 660日間

(4) 設計書は次の工事別に作成する。

県が指示する工事区分とする。

2 業務担当技術者の種別及び資格等

業務担当技術者については、次のとおり指定する。

業務着手前にあらかじめ業務計画書及び実施設計に関するスケジュール管理表（以下「管理表」という。）を作成し、監督員へ提出しなければならない。

なお、業務計画書の内容を変更する場合は、理由を明確にしたうえで、その都度監督員に変更業務計画書及び管理表を提出しなければならない。

(1) 管理技術者（1名以上）

管理技術者は、一級建築士の資格を有し、かつ対象業務全般について掌握し、設計業務について高度の技術・経験及び能力を有するものとする。

(2) 主任担当技術者（建築担当技術者、設備担当技術者 各1名以上）

主任担当技術者は、その業務内容を十分に理解し、設計業務に精通すると共に、設計業務について相当の経験と能力を有するもので、大学卒業後5年以上又はそれと同等の経験を有するものとする。

3 設計の進め方

(1) 監督員の指示に基づき、基本計画を反映させたプランを作成し承認したうえで、基本設計に着手しなければならない。実施設計についても同様に、基本設計についての承認を得たうえで着手するものとする。実施設計については、原則として履行期間の1/3以内の日までに中間報告会を実施し、その結果により具体の設計に着手しなければならない。

(2) 設計業務等の実施に当たり、現地踏査、文献等の資料収集、施設管理者への聞き取り調査を実施し、設計等に必要な現地の状況を把握し、その結果の取りまとめを行わなければならない。

(3) 平面図及び矩計図等、設計の各段階ごとに案を提出し、監督員の確認を受けたうえで作業を進めなければならない。

また、監督員の指示により必要に応じて焼図を提出しなければならない。

(4) 建築物の敷地、構造及び建築設備に関する法律等並びにこれに基づく命令及び条例の規定等を遵守するほか、県の定める工事標準仕様書、各種設計基準及び標準図等に基づいて設計を進めなければならない。

(5) 工事实施時に支障となることがないように、県、官公署及びその他関係機関等との打ち合わせを緊密に行い、結果について書面に記録し、監督員へ報告するとともに、その内容について相互に確認したうえで、文書で保存しておかななければならない。

（例： 建築主事、消防署、上水・下水管理者、電力・電話・ガス会社等）

(6) 目標とする工事額は、経費を除いた直接工事費の額とし、建築工事、設備工事及び外構工事の合計額が、この範囲内に納まるよう設計を進めなければならない。

(7) 業務の進捗状況を管理表により管理し、監督員へ報告すること。

また、工程表の実施工程を更新の上、毎月5日及び監督員が指示する時期までに監督員へ報告すること。

(8) 設計業務等を適正かつ円滑に実施するため、業務の方針、進捗状況等を監督員へ書面にて報告し、その内容について相互に確認しなければならない。

また、関係者との打ち合わせ事項等については、議事録を作成し監督員に提出しなければならない。

(9) 建築及び設備の設計工程を明確にし、各設計担当者相互の連絡を密にすることにより、設計作業が円滑に進むよう努めること。

(10) 管理表に修正がある場合は、監督員へ書面にて報告し、指示に従わなければならない。

(11) この要領に明記されていない事項があるときは、監督員と協議して定めること。

4 業務内容

(1) 基本計画

- ① 現状調査
 - i) 建設敷地等の形状及び高低差を調査すること。
- ② 建物の規模
 - i) 必要諸室の選定、規模算定
- ③ 建物配置計画
- ④ 空間計画
 - i) 機能配置計画
 - ii) 各諸室配置計画
 - iii) 動線計画
- ⑤ 構造計画及び耐震計画
- ⑥ 意匠計画
- ⑦ 設備計画
- ⑧ 外構計画
- ⑨ ユニバーサルデザイン計画
- ⑩ 環境計画
 - i) 省エネ計画
 - ii) 自然エネルギー利用計画
- ⑪ 防災計画
- ⑫ 建物長寿命化の検討
- ⑬ 概算工事費の検討
- ⑭ その他基本計画に必要な事項

(2) 基本設計及び実施設計

- ① 設計業務は一般業務と追加業務とし、内容は次による。
 - i) 基本設計に関する一般業務内容は、令和6年国土交通省告示第8号別添一第1項第一号による。
 - ii) 実施設計に関する一般業務内容は、令和6年国土交通省告示第8号別添一第1項第二号による。
 - iii) 追加業務の内容は次による。
 - a) BIMを利用した基本設計図書の作成（別添1による）
 - b) ZEB化実施検討業務（目標性能：ZEB Ready）
 - c) 概略工事工程表
 - d) 透視図作成（鳥瞰・外観・内観各1面）

5 設計図書の作成

- (1) 設計図書の用紙の大きさ、書式、構成及び編集方法等は、監督員の指示によること。
- (2) 設計図書には、全て氏名及び建築士登録番号を記入すること。
- (3) 積算書、構造計算書等の書式は独自のものを使用してよい。（ただし、A4版ファイルを原則とする。）

6 提出する設計図書等

(1) 設計が完了したときは、設計図書（図面及び設計書並びに構造、負荷及び流量計算書等）の焼図及び数量計算書等を監督員に提出し審査を受けること。また、訂正の指示があった場合は、訂正を行った後、設計図書の原図を引き渡すこと。

(2) 成果品

① 基本設計

次表のうち○印を付したものを10部と原稿を提出する。

なお、基本設計図については、CADデータ（CD-RまたはDVD±R（正・副1部）を併せて提出すること。

種 類	内 容	備 考
○ 基本設計図	附近見取図、配置図、平面図、立面図、断面図、矩計図、仕上表、特記仕様書、特記事項、面積表その他 給排水、ガス、電気、冷暖房、空調等の内外部器具及び配管接続等図面	(注)
○ 設計説明書	上記基本設計図決定の説明 1. 配置（隣地及び既存建物等） 2. 一般計画（動線、日照、通風、換気等） 3. 構造計画（経済的な優位点等） 4. 設備計画（経済的な優位点等） 5. ZEB計画（一次エネルギー削減効果の確認） 6. BIMデータ説明資料 7. 仕上げ材料 8. 特記事項・その他	
○ コスト削減対策説明書	コスト削減を図るための提案、説明書	
○ 建設予定地調査書	建設予定地の概要、特記すべき事項等	
○ 工事費概算書	建築工事の主要工事別の概算 設備工事の主要工事別の概算	
○ 透視図	外観2枚（鳥瞰図及びファサード）、内観1枚 〔種類（コンピューターグラフィックス）、判の大きさ（A2サイズ）、枚数（3枚）、額の有無（有）、材質（アルミ）〕	

(注) 図面データのファイル名は、日本語とする。

CD-R等電子媒体に、

- ・PDFデータ
- ・CADデータのファイル形式が、SFC形式のファイルのもの（県の標準CADソフトであるJw_cadで開いた際に文字化け等の不具合が発生しないことを確認すること。）
- ・CADデータのファイル形式が、使用したCADのオリジナルのファイル形式のもの（ただし、jww・dxf・dwg形式に限る。）

を保管するものとし、それぞれをフォルダを別にして、整理して保管すること。

図面の表題欄の寸法及び様式は、「徳島県電子納品運用ガイドライン【建築事業設計業務編】」の付属資料3による。

CD-R（DVD-R）への書き込み後の電子成果物について、最新のウイルス定義データを用いてウイルスチェックを行い、コンピュータウイルス等が無く、安全であることを確認すること。

電子媒体を収納するケースの背表紙には、「委託業務名」、「作成年月」を横書きで明記すること。なお、業務名が長く書ききれない場合は、先頭から書けるところまで記入すること。

電子媒体への記載項目は、原則直接印刷とし、表面に損傷を与えないよう注意すること。

その他の事項については、「徳島県電子納品運用ガイドライン【建築事業設計業務編】」の6. 3 電子媒体記載事項による。

② 実施設計

次表のうち、○印を付したものを、指定部数提出する。

	種 類	数 量 等	備 考
○	設計図書（二つ折製本）	上記図面の製本（工事別3部）	製本の大きさは、監督員の指示によること。
○	設計図書（CADデータ）	次に掲げる設計図書一覧表1～3のうち、○印を付したものの図面一式をCD-RまたはDVD±Rに保存（正・副1部）	図面サイズは、監督員の指示によること。 （注）
○	設計書	RIBC内訳書データ 白焼き1部	内訳書データは、設計図書（電子データ）と同じ電子媒体に保管しても良い。
○	数量計算書	原稿一式	数量調書、単価調書及び見積書等
○	設計計算書	PDFデータ 白焼き1部	PDFデータは、設計図書（電子データ）と同じ電子媒体に保管しても良い。
○	・リサイクル計画書（積算段階） ・資材使用調書 ・構造計算チェックリスト ・エネルギーデザインに関するチェックリスト	白焼き1部又は電子データ	電子データによる場合は、設計図書（電子データ）と同じ電子媒体に保管しても良い。
○	透視図	外観2枚（鳥瞰図及びファサード）、 内観1枚	鳥瞰、方向等は監督員の指示による。 〔種類（コンピューターグラフィックス）、判の大きさ（A2サイズ）、枚数（3枚）、額の有無（有）、材質（アルミ）〕
	模型 (写真撮影含む。)		縮尺、ケースの有無等は監督員の指示による。 〔縮尺（ ）、主要材料（ ）、ケースの有無（ ）、材質（ ）〕 〔カット枚数（ ）、判の大きさ（ ）、白黒・カラーの別（ ）、電子データの有無（ ）〕
○	計画通知書他	必要部数	通知書及び関係図書 手続業務及び手数料を含む。 構造計算適合性判定に係る手続業務及び手数料を含む。 建築物エネルギー消費性能適合性判定に係る手続業務及び手数料を含む。

○	消防法による届出書	必要部数	使用開始届及び関係図書 手続業務を含む。
○	都市計画法適合証明	必要があれば（必要部数）	手続業務及び手数料を含む。
○	Z E B計画	B E I ≤ 0. 5であることが確認できる資料	
○	B I Mデータ説明資料	別添1による	
○	関係法令等に基づく各種申請書の作成及び申請手続業務 徳島市中高層建築物等の建築に関する指導要綱による中高層建築物の届出書の作成及び申請手続業務 徳島県脱炭素条例に基づく建築物環境配慮計画書の作成及び提出業務	必要部数	・各種申請書の作成等 (標識看板の作成、設置報告書の届出)
○	その他監督員の指示するもの		

(注) ① 基本設計 (注) による。

(3) 成果品の取り扱いについて

提出された設計図書（電子データ）については、当該施設に係る工事の受注者に貸与し、当該工事における施工図の作成、当該施設の完成図の作成及び完成後の維持管理に使用することがある。

設計図書一覧表 1

	種 類	備 考		種 類	備 考
	A. 共通設計図			B. 敷地造成設計図	
○	1. 表紙		○	1. 敷地測量図	
○	2. 図面目録		○	2. 敷地平面図	
○	3. 営繕工事共通仕様書	Excel 形式 または営繕課 指定の様式	○	3. 縦横断面図	
○	4. 特記仕様書	Excel 形式 または営繕課 指定の様式		4. 擁壁詳細図	
○	5. 配置図、附近見取図				
○	6. 支障物件確認図				
○	7. 面積表、面積計算書				
○	8. 概略工事工程表				
○	9. 仮設計画図				

設計図書一覧表 2

	種 類	摘 要		種 類	摘 要
	C. 建築設計図			D. 電気設備設計図	
○	1. 内外仕上表		○	1. 受変電設備機器配置図	
○	2. 各階平面図		○	2. " 系統図	
○	3. 立面図 (4 面)		○	3. 電灯設備各階平面図	
○	4. 断面図		○	4. " 幹線平面図	
○	5. 軸組図		○	5. " 平面詳細図	
○	6. 基礎伏図		○	6. " 器具取付詳細図	
○	7. 床伏図		○	7. 電灯設備系統図	
○	8. 小屋伏図			8. " 集合計器盤	
○	9. 梁伏図		○	9. " 分電盤	
○	10. 天井伏図			10. " 器具取付表	
○	11. 屋根伏図		○	11. " 予備電源設備図	太陽光発電、 非常用発電

○	12. ペントハウス		○	12. 動力配線設備平面図	
○	13. 平面詳細図		○	13. " 系統図	
○	14. 矩計詳細図		○	14. " 制御盤図	
○	15. 階段詳細図		○	15. 電話配管各階平面図	情報通信網含む
○	16. 各部詳細図		○	16. " 系統図	情報通信網含む
○	17. 室内展開図		○	17. " 端子盤図	情報通信網含む
○	18. 建具表		○	18. 火災報知器設備各階平面図	
○	19. 構造伏図		○	19. " 系統図	
○	20. 床梁及び壁リスト		○	20. " 機械図	
○	21. 床板・階段・基礎配筋図		○	21. 放送設備各階平面図	映像、音響含む
○	22. ラーメン配筋図		○	22. " 系統図	映像、音響含む
○	23. ブロック配筋図		○	23. テレビ聴視設備各階平面図	
○	24. 防火壁		○	24. " 系統図	
○	25. 山留め、水替詳細図	必要があれば	○	25. " 機器図	
○	26. 日影図	必要があれば		26. 避雷針配線及び取付図	
○	27. その他必要な図面		○	27. 誘導支援設備各階平面図	
			○	28. " 系統図	
			○	29. " 機器図	
			○	30. 中央監視制御設備図	エネルギー管理含む
			○	31. 防犯設備図	入退室管理、監視カメラ含む
			○	32. その他必要な図面	

設計図書一覧表 3

	種 類	摘 要		種 類	摘 要
	E. 機械設備設計図 (給排水、衛生、ガス、空調、 冷暖房)			F. 屋外附帯設計	
○	1. 給排水衛生設備各階平面図	給湯含む	○	1. 外柵門塀平面図及び詳細図	
○	2. " 系統図		○	2. 造園植栽平面図及び詳細図	
○	3. " 詳細図			3. 道路平面図及び詳細図	
○	4. 消火栓設備各階平面図		○	4. 雨水排水平面図及び詳細図	
○	5. ガス設備各階平面図			5. 公園平面図及び詳細図	
○	6. 受水槽詳細図		○	6. 構内舗装図	
○	7. 高置水槽詳細図	必要があれば			
	8. し尿浄化槽詳細図				
○	9. 換気設備各階平面図				
○	10. " 系統図			G. 設計計算書	
○	11. " 詳細図		○	1. 構造計算書 (構造計算チェ ックリスト含む)	
○	12. 冷暖房設備各階平面図		○	2. 設備構築物構造計算書	
○	13. " 系統図		○	3. 給水流量計算書	
○	14. " 詳細図		○	4. 排水 "	
	15. 自動制御設備各階平面図			5. 浄化槽容量計算書	
	16. " 系統図		○	6. 換気量計算書	
	17. " 詳細図		○	7. 暖房負荷計算書	
○	18. エレベーター設備平面図		○	8. 冷房 "	
○	19. " 機械室詳細図		○	9. 電圧降下計算書	
○	20. " カゴ詳細図		○	10. 照度計算書	
○	21. シャフト詳細図	必要があれば	○	11. その他必要な各種計算書	
○	22. その他必要な図面				

7 貸与する図書及び資料

次表のうち○印を付したものを貸与するので、適切な保管に努めること。また、貸与品は、成果品の引渡しの際に、すみやかに返却すること。

	種 類	摘 要		種 類	摘 要
○	1. 敷地測量図			6. 各種標準図	
○	2. 各種設計資料			7. 既存図面（CADデータ）	
○	3. 基本構想報告書等			8. 既存図面（紙媒体）	
○	4. 地質、地盤調査資料			9. 既存図面（BIMデータ）	
	5. 各種設計基準図			10.	

8 再委託

- (1) 受注者は、設計業務における総合的な企画及び判断並びに業務遂行管理部分を、契約書の規定により、再委託してはならない。
- (2) 受注者は、コピー、ワープロ、印刷、製本、計算処理（構造計算、設備計算及び積算を除く）、トレース、資料整理、模型作成、透視図作成等の簡易な業務を第三者に再委託する場合は、発注者の承諾を得なくともよいものとする。
- (3) 受注者は、第1項及び第2項に規定する業務以外の再委託に当たっては、発注者の承諾を得なければならない。
- (4) 受注者は、設計業務を再委託する場合は、委託した業務の内容を記した書面により行うこととする。なお、協力者が発注機関の建設コンサルタント業務等指名競争参加資格者である場合は、指名停止期間中であってはならない。
- (5) 受注者は、協力者及び協力者が再々委託を行うなど複数の段階で再委託が行われるときは当該複数の段階の再委託の相手先の住所、氏名及び当該複数の段階の再委託の相手方がそれぞれ行う業務の範囲を記載した書面を更に詳細な業務計画に係る資料として、監督員に提出しなければならない。
- (6) 受注者は、協力者に対して、設計業務の実施について適切な指導及び管理を行わなければならない。また、複数の段階で再委託が行われる場合についても必要な措置を講じなければならない。

9 設計対象建物及び設計概要

設計対象建物及び設計概要は次表による。なお、設計過程において疑義が生じた場合はすみやかに監督員へ報告し、その解決を図るものとする。

所在地	徳島市昭和町5丁目3番1、3番2、3番4		
名称	構造・規模	数量(面積)	備考
児童相談所 一時保護施設 (仮称)	鉄筋コンクリート造 3階建て	約2,305 m ²	基本・実施設計

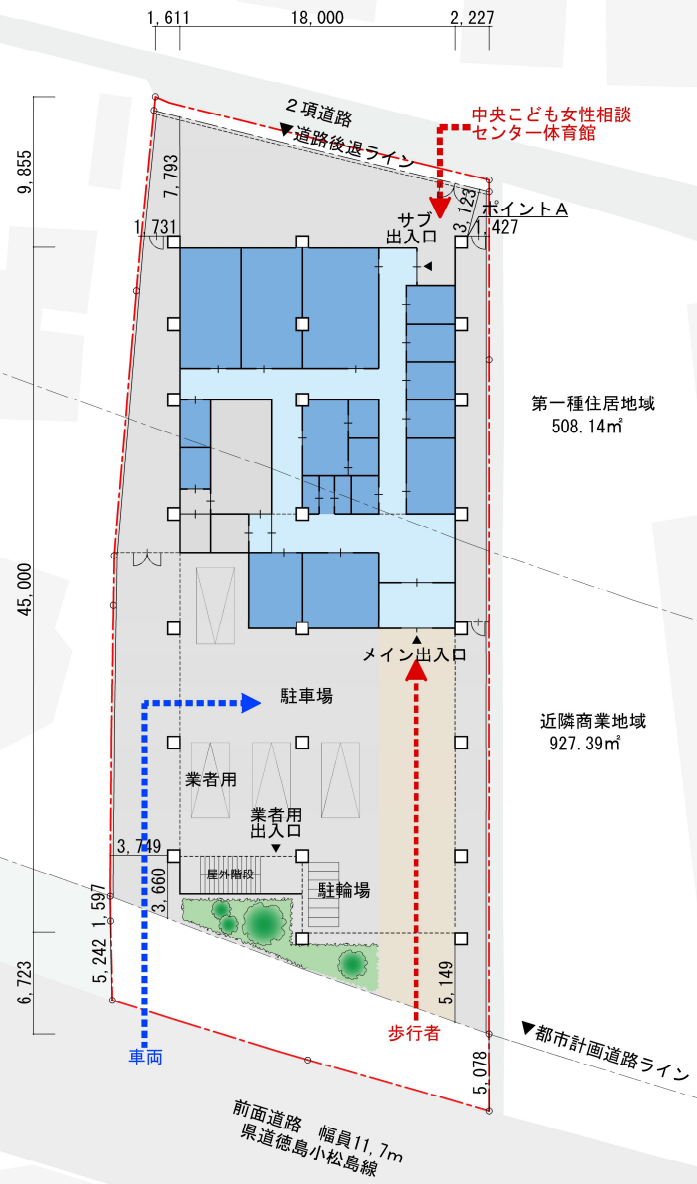
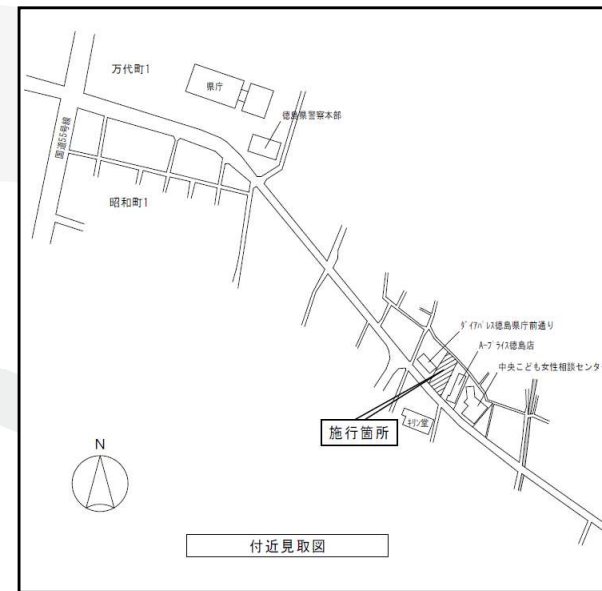
10 設計委託履行期間等

- (1) 履行期間 契約書による。
ただし、基本設計は、令和9年2月10日までに完了するものとする。
また、概算工事費の検討完了日は、令和9年7月31日までに完了するものとする。

11 その他委託上の条件

- (1) この設計の成果物の著作権は、引渡し時より県に帰属するものとし、県において必要に応じ設計内容の変更を行うことができるものとする。
- (2) 工事実施にあたり、設計内容に疑義が生じた場合は、受注者は責任ある回答を行わなければならない。また、当該問題の解決のため現場指導を求められた場合は、担当者を現地に派遣しなければならない。
- (3) 工事実施にあたり、受注者の責めに帰する事由により設計変更の必要が生じたときは、監督員の指示により、受注者において設計変更図書の作成を行わなければならない。
- (4) 建築計画通知書、消防法による諸届及び法令に定められた諸手続きは、受注者においてすみやかに行うものとし、その内容を監督員へ報告し、必要な協議を行うものとする。
- (5) 当該業務に直接関連して、施工期間中に発生する設計関連業務（設計意図の伝達業務等）の委託契約を当該業務の委託契約の相手方と随意契約により締結する予定の有無 (有・無)
- (6) 構造計算書は、営繕課指定の構造計算書チェックリストにより確認すること。
- (7) 年度末及び部分引渡し時には、各年度の契約額の範囲内で部分引渡しに係る委託業務料の支払いを請求することができる。
- (8) 詳細設計に取り掛かった後、本工事に係る仮設計画図（搬入出経路図、作業員動線図、仮囲い図等）を早々に作成し、現地にて監督員・施設管理者を交えて確認を行い、同計画の承認を得ること。
- (9) 支障物件確認図の作成に当たっては、現地を確認し、本工事で損傷する可能性のある電気配管配線・衛生配管等（支障物件）を洗い出し、図面化すると共に、損傷による施設運営への影響範囲を確認し、支障物件周辺における施工条件を図面内に明示すること。なお、明らかに工事の支障となる物件については、先行迂回等の措置が施せるよう図面化すること。

(10) 施設運営及び各工事間の取合いを考慮した概略工事工程表を作成し、設計図に盛込むこと。なお、施設運営に影響を及ぼす工程（はつり・停電・断水等）については、工事手順を詳細に記載する等、工事着手後の工程検討が円滑に行えるよう配慮すること。



R 8 営繕 児童相談所一時保護施設（仮称） 徳・昭和 新築基本・実施設計業務

別添 1（発注者指定型）

【R8 営繕 児童相談所一時保護施設（仮称） 徳・昭和 新築基本・実施設計業務】EIR

1. 目的

本 EIR（発注者情報要件）は、【R8 営繕 児童相談所一時保護施設（仮称） 徳・昭和 新築基本・実施設計業務】における BIM 活用に際して発注者が求める要件を示すことを目的とする。

2. BEP（BIM 実行計画書）の提出等

(1) 受注者は、設計業務の着手に先立ち、本 EIR に基づき BEP を作成し、発注者へ提出すること。

(2) BEP には、以下に掲げる事項を記載すること。

①使用する BIM ソフトウェアの種類とバージョン

②発注者への BIM データ（BIM モデルに加え、BIM 上での 2 次元による加筆も含めた全体の情報をいう。）の提示方法（PC 等の持込み、ビューア等）

③次に掲げる BIM 活用の項目の実施内容等に関する事項

- ・ 3. (1) に掲げる指定項目
- ・ 3. (2) に掲げる推奨項目のうち、受注者が BIM 活用を行うもの
- ・ 3. (1) 又は (2) のいずれにも該当しない項目で、受注者が BIM 活用を行うもの

④成果品として提出する BIM データ等に関する事項

(3) BEP の書式は、原則として別紙とする。

(4) 受注者は、BEP に記載する内容を変更する必要がある場合、指定項目に関する変更については、その都度あらかじめ発注者と受注者の間で協議の上、変更した BEP を発注者に提出する。指定項目以外の項目に関する変更については、必要に応じて履行途中で発注者への説明を行いつつ、設計業務の完了時に変更した BEP を発注者に提出する。

3. BIM 活用の項目及びその実施内容等

(1) 受注者は、下表に示す指定項目を実施する。

項目	目的	実施内容	実施時期
①建築物の外観及び内観（一部）の提示	発注者との合意形成の円滑化	<ul style="list-style-type: none"> ・ BIM モデルを用いて、建築物の外観及び内観（【エントランスホール及び代表的な室】）を発注者及び施設管理者に説明する。 ・ BIM モデルの入力範囲は、建築（令和 6 年国土交通省告示第 8 号別添一第 1 項第一号ロ(1)及び第二号ロ(1)に規定する「設計の種類」における「総合」をいう。以下同じ。）とする。 	基本設計後半段階

		<ul style="list-style-type: none"> ・ BIM モデルの詳細度について、別表 1 を目安に設定する。 ・ 建築物の外観及び内観の形状が判断できればよく、材質の設定、点景の配置等は要しない。周辺建物はボリュームが分かる程度のモデルでよい。 	
--	--	---	--

(2) 受注者は、下表に示す推奨項目について、BIM 活用を行うことができる。

項目	目的	実施内容	実施時期										
①設計条件の適合確認	発注者による設計審査の円滑化	<ul style="list-style-type: none"> ・ 設計条件により求められる性能等を属性情報として入力し、集計表や図面上の色分け表示等により整理したものを発注者に説明する。 ・ 建築可能範囲を BIM モデルから可視化したものを発注者に説明する。 	基本設計前半段階										
②基本設計段階における設備計画の検討及び干渉チェック	発注者による設計審査の円滑化	<ul style="list-style-type: none"> ・ 設備機器、配管等の納まり又は維持管理スペースを検討する必要がある箇所について、総合に加え、構造、電気設備及び機械設備についても BIM モデルを作成し、設備計画の検討及び干渉チェックを行う。 	基本設計後半段階										
③概算工事費の算出	概算精度向上、内容変更への対応性確保	<ul style="list-style-type: none"> ・ BIM を活用して概算に用いる数量を算出する。(部分的な活用でも可) 	基本設計段階、実施設計段階の 2 段階程度										
④実施設計図書（一般図等）の作成	発注者による設計審査の円滑化	<ul style="list-style-type: none"> ・ BIM モデルに、BIM 上での 2 次元による加筆（以下「2 次元加筆」という。）を行い、次の図面を作成する。 	実施設計終了段階										
		<table border="1"> <thead> <tr> <th>分野</th> <th>図面</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>建築</td> <td>配置図、平面図、立面図、断面図、展開図、天井伏図、面積表、仕上表及び建具表</td> </tr> <tr> <td>構造</td> <td>伏図、軸組図及び部材断面リスト図</td> </tr> <tr> <td>電気設備</td> <td>電力設備配線図（幹線）、受変電設備配置図及び配線図並びに発電設備配置図及び配線図</td> </tr> <tr> <td>機械設備</td> <td>空気調和設備平面図、給排水衛生設備平面図及び昇降機設備平面図</td> </tr> </tbody> </table>		分野	図面	建築	配置図、平面図、立面図、断面図、展開図、天井伏図、面積表、仕上表及び建具表	構造	伏図、軸組図及び部材断面リスト図	電気設備	電力設備配線図（幹線）、受変電設備配置図及び配線図並びに発電設備配置図及び配線図	機械設備	空気調和設備平面図、給排水衛生設備平面図及び昇降機設備平面図
		分野		図面									
		建築		配置図、平面図、立面図、断面図、展開図、天井伏図、面積表、仕上表及び建具表									
		構造		伏図、軸組図及び部材断面リスト図									
電気設備	電力設備配線図（幹線）、受変電設備配置図及び配線図並びに発電設備配置図及び配線図												
機械設備	空気調和設備平面図、給排水衛生設備平面図及び昇降機設備平面図												

		<ul style="list-style-type: none"> ・ BIM モデルの作成範囲は次に掲げる範囲を、詳細度は別表 2 を目安に設定する。 ・ 総合及び構造は、上表に掲げる図面作成に必要となる範囲とする。 ・ 電気設備及び機械設備は、干渉チェックに必要となる範囲とする。 ・ 各分野内の図面の整合性を確保するため、BIM モデルと連動した図面作成に努める。 ・ 分野間の図面の整合性を確保するため、BIM モデルの統合又は重ね合わせによる干渉チェックを行う。 ・ 次に掲げる BIM データ説明資料を作成する。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 2次元加筆のうち BIM モデルと連動しない箇所が分かる資料（図面上に色分け表示、図面名別に概要を記載（別表 3 に様式例を示す）等） ・ BIM から出力して CAD により図面修正を行った場合、CAD による図面修正箇所が分かる資料（図面上に色分け表示、図面名別に概要を記載（別表 3 に様式例を示す）等） ・ 必要に応じ、モデリング・入力ルールに関する資料（別表 4 に項目及び記載内容の例を示す） 											
<p>⑤実施設計図書（詳細図等）の作成</p>	<p>発注者による設計審査の円滑化</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ BIM モデルに 2次元加筆を行い、次の図面を作成する。（一部の図面でも可） <table border="1" data-bbox="608 1464 1209 1760" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th style="width: 30%;">分野</th> <th>図面</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>建築</td> <td>矩計図、平面詳細図、断面詳細図及び部分詳細図</td> </tr> <tr> <td>構造</td> <td>構造詳細図</td> </tr> <tr> <td>電気設備</td> <td>機器仕様</td> </tr> <tr> <td>機械設備</td> <td>機器表及び器具表</td> </tr> </tbody> </table> <ul style="list-style-type: none"> ・ 各分野内の図面の整合性を確保するため、BIM モデルと連動した図面作成に努める。 	分野	図面	建築	矩計図、平面詳細図、断面詳細図及び部分詳細図	構造	構造詳細図	電気設備	機器仕様	機械設備	機器表及び器具表	<p>実施設計終了段階</p>
分野	図面												
建築	矩計図、平面詳細図、断面詳細図及び部分詳細図												
構造	構造詳細図												
電気設備	機器仕様												
機械設備	機器表及び器具表												

(3) 受注者は、指定項目又は推奨項目いずれにも該当しない項目についても、BIM 活用を行うことができる。

4. 成果品として提出する BIM データ等

下表に示す成果品を、電子納品の対象として提出する。なお、成果品のうち BIM データについては、官庁営繕の公開する「BIM 適用事業における成果品作成の手引き（案）」（令和 4 年版）を参考に構成・作成等をおこなう。

成果品	ファイル形式
3. (1) ②に係る BIM データ	オリジナルファイル及び IFC ※3. (1) ②に係る BIM データ内に格納された関連データ（PDF、DWG、JPG 等）については、オリジナルファイルにて提出する。
3. (1) ②に係る BIM データ説明資料	PDF

5. 発注者の BIM データの閲覧環境等

項目	性能
PC	プロセッサ Intel(R)Core(TM)i7-10750H CPU@2.60GHz 2.59GHz 実装 RAM 16.0GB システムの種類 64 ビット Windows の仕様 Windows 10 Pro
ソフトウェア	Autodesk Revit LT 2022 Archicad 25 Solo

6. データの共有

業務履行途中における BIM データ等の共有は求めない。ただし、ビューア等を用いて、発注者に対する設計内容の説明等を行う場合は、発注者と協議する。

7. その他

(1) BIM データ作成上の留意事項

- ・ BIM データ内に、機密性の確保に支障をきたす情報並びに特定の製品及び製造所に係る情報が含まれないようにする。
- ・ 成果品の図面表記の方法は、原則として「建築工事設計図書作成基準」及び「建築設備工事設計図書作成基準」によることとする。ただし、BIM データから 2 次元の図面を作成する場合に、これらの基準を適用することが著しく合理的でない場合は、BIM データからの作成上合理的で、かつ適切に図面内容を伝達できる図面表記の方法について、発注者と協議する。

(2) 参考資料

- ・ BIM 活用業務試行要領（営繕委託業務編）（徳島県県土整備部営繕課 HP）

- ・ 官庁営繕事業における BIM 活用ガイドライン（平成 26 年 3 月 19 日付国営施第 15 号）
- ・ 建築分野における BIM の標準ワークフローとその活用方策に関するガイドライン（第 2 版）（令和 4 年 3 月建築 BIM 推進会議）
- ・ 設計 BIM ワークフローガイドライン建築設計三会（第 1 版）（令和 3 年 10 月建築設計三会設計 BIM ワークフロー検討会）

別表 1 BIM モデルの詳細度の目安（基本設計段階）

		基本設計段階				
		担当	形状	情報		
総合						
BIM	空間要素	空間（室、通路、ホール等（階数、階高、各室の面積共））	A	要求諸室、建物機能諸室	用途の設定、面積情報	
	建築要素	階高、地下深さ、最高高さ設定	階高、地下深さ、最高高さ設定	A	通り芯・レベル	階高
		構造体：柱、はり、床（スラブ）、基礎、耐力壁	構造体：柱、はり、床（スラブ）、基礎、耐力壁	A	意匠柱、床スラブ等意匠上の仮配置	大きさ、性能、床スラブ高さ
		構造耐力上主要な部分に含まれない壁（種類も含む）	構造耐力上主要な部分に含まれない壁（種類も含む）	-	-	-
		屋根、ひさし、バルコニー	屋根、ひさし、バルコニー	A	形状、大きさ、厚さ	
		階段	階段	A	構造種類（鉄骨/RC）	幅員、蹴上、踏面
		EV シャフト	EV シャフト	A	大きさ、開口	
		外装（種類、材料等）	外装（種類、材料等）	A	形状、設計仕様（CW/PC/RC/ALC）	設計仕様
		外部建具（仕様も含む）	外部建具（仕様も含む）	-	-	-
		内部建具（仕様も含む）	内部建具（仕様も含む）	-	-	-
		天井（天井高を含む）	天井（天井高を含む）	-	-	-
BIM から出力する図面			配置図、平面図（各階）、断面図、	面積表		
構造						
BIM	建築要素	構造耐力上主要な部分に該当するもの（柱、はり、スラブ等）	-	-	-	
		雑構造物（工作物、各種下地材など）	-	-	-	
BIM から出力する図面						

注) ・担当欄の凡例は次のとおり。

A：建築、S：構造、E：電気設備、M：機械設備

			基本設計段階		
			担当	形状	情報
電気設備					
BIM	空間要素	空間要素 ※建築モデルを流用して、設備は表計算ソフトで作成することも可能とする。	E	主要室	用途・性能の設定
	設備要素	機器・盤類 ※表計算ソフトを併用することも可能とする。	E	主要な床置電気機器	主要能力
		器具	-	-	-
		幹線（ケーブルラックを含む）	-	-	-
		インフラ供給ルート	E	インフラ供給ルート（2D 加筆）	-
	BIM から出力する図面				
機械設備					
BIM	空間要素	空間要素 ※建築モデルを流用して、設備は表計算ソフトで作成することも可能とする。	M	主要室	用途・性能の設定
	設備要素	機器 ※表計算ソフトを併用することも可能とする。	M	主要な床置機器	主要能力
		器具	-	-	-
		ダクト	-	-	-
		ダンパー等	-	-	-
		配管	-	-	-
		インフラ供給ルート	M	インフラ供給ルート（2D 加筆）	-
BIM から出力する図面					

			基本設計段階		
			担当	形状	情報
昇降機設備					
BIM		EV	M	EV 本体（かご）の大きさ	計画仕様
敷地・外構					
BIM	建築要素	現況敷地情報：既存工作物、敷地内既存建築物、既存立木等（表面形状）	A	地盤面、工作物、樹木	
		整備後の敷地工作物等（主要な歩道、車道、駐車場等）	A	歩道、車道、駐車場、駐輪場	幅員、台数
	BIM から出力する図面			概略配置図	

別表2 BIMモデルの詳細度の目安（実施設計段階）

			実施設計段階		
			担当	形状	情報
総合					
BIM	空間要素	空間（室、通路、ホール等（階数、階高、各室の面積共））	A	全諸室	面積、設計仕様情報の追記
	建築要素	階高、地下深さ、最高高さ設定	A	通り芯・レベル	階高
		構造体：柱、はり、床（スラブ）、基礎、耐力壁※	A	床の構造（設計仕様）、厚さ	性能、設計仕様
		構造耐力上主要な部分に含まれない壁（種類も含む）	A	壁の構造（設計仕様）、厚さ	性能、設計仕様
		屋根、ひさし、バルコニー	A	形状、大きさ、厚さ	設計仕様
		階段	A	構造種類（鉄骨/RC）	設計仕様
		EVシャフト	A	大きさ、開口	
		外装（種類、材料等）	A	形状、設計仕様（CW/PC/RC/ALC）	設計仕様
		外部建具（仕様も含む）	A	形状、大きさ、開き勝手	性能、設計仕様
		内部建具（仕様も含む）	A	形状、大きさ、開き勝手	性能、設計仕様
		天井（天井高を含む）	A	形状、構造（一般、グリット天井）、高さ	性能、設計仕様
		BIMから出力する図面		平面図（各階）、断面図、立面図（2面）、展開図（主要な箇所）、天井伏図	面積表、仕上表、建具表
構造					
BIM	建築要素	構造耐力上主要な部分に該当するもの（柱、はり、スラブ等）	S	柱、大梁、耐震壁、ブレース、基礎梁	断面情報、配置情報
		雑構造物（工作物、各種下地材など）	S	—	—
	BIMから出力する図面			伏図（各階）、軸組図	—

注）・担当欄の凡例は次のとおり。

A：建築、S：構造、E：電気設備、M：機械設備

			実施設計段階		
			担当	形状	情報
電気設備					
BIM	空間要素	空間要素 ※建築モデルを流用して、設備は表計算ソフトで作成することも可能とする。	E	主要室	設計仕様情報の追記
	設備要素	機器・盤類 ※表計算ソフトを併用することも可能とする。	E	電気機器	設計仕様
		器具	E	照明器具、非常照明器具	設計仕様
		幹線（ケーブルラックを含む）	E	ケーブルラック 2D加筆による配線	用途・サイズ
		インフラ供給ルート	E	インフラ供給ルート (2D加筆)	-
	BIMから出力する図面			配置図、負荷表、各設備配線図（各階 通信情報設備・火災報知設備・中央監視制御設備・構内線路を除く）	
機械設備					
BIM	空間要素	空間要素 ※建築モデルを流用して、設備は表計算ソフトで作成することも可能とする。	M	主要室	設計仕様情報の追記
	設備要素	機器 ※表計算ソフトを併用することも可能とする。	M	床置・天吊機器	設計仕様
		器具	M	排煙口・衛生器具	設計仕様
		ダクト	M	主要なダクト (フランジ・保温は不要) 末端部は2D加筆	用途・サイズ
		ダンパー等	M	区画貫通部等の 主要なダンパー	設計仕様
		配管	M	主要な配管 (フランジ・保温等は不要) 末端部は2D加筆	用途・サイズ
		インフラ供給ルート	M	インフラ供給ルート (2D加筆)	-
BIMから出力する図面			【給排水衛生設備】 配置図、機器表、器具表、 給排水衛生設備配管平面図（各階） 【空調和設備】 配置図、機器表、器具表(排煙口)、 空調和設備平面図（各階）		

		実施設計段階		
		担当	形状	情報
昇降機設備				
BIM	EV	M	EV 本体（かご）の大きさ	設計仕様
敷地・外構				
BIM	建築要素	A	地盤面、工作物、樹木	設計仕様
		A	歩道、車道、駐車場、駐輪場、フェンス、門又は塀、側溝、柵	
	BIM から出力する図面		配置図	

別表 3 BIM データ説明資料（例）

分野	BIM を用いて作成した図面の名称	2次元加筆のうち BIM モデルと連動しない箇所	CAD による図面修正箇所
総合	仕上表	符号	
	平面図		
	断面図		
	建具表	符号	
構造	…		
電気設備			
機械設備			

別表 4 モデリング・入力ルールに係る項目及び記載内容（例）

項目	記載内容
基準点	配置基準点、建物基準点、高さ方向基準点、建物方向
リンクファイル	建築・構造・設備などのファイル構成
作業分担の設定	作業領域の区分
グループ	モデルグループの使用箇所、命名規則
ビュー構成・命名規則	ビューとシートの構成、命名規則（管理番号）
オブジェクトタイプ・命名規則	オブジェクトタイプの構成、命名規則
線種	線種・線の太さの設定、命名規則
ハッチング種類	ハッチングの種類、命名規則
切断プロファイル	切断プロファイル使用箇所
その他モデル作成のルール	意匠上重要な視点からのパースや、納まりスケッチ等、設計意図伝達のためのビュー設定について 幅木や廻り縁の入力の有無、壁厚の表現

別紙（発注者指定型）

令和〇年〇月〇日

受注者 住所
氏名

【R8 営繕 児童相談所一時保護施設（仮称） 徳・昭和 新築基本・実施設計業務】BEP

1. 使用する BIM ソフトウェアの種類、バージョン

ソフトウェアの種類	ソフトウェアのバージョン	使用範囲・使用内容
〇〇〇〇	Version〇. 〇	総合
		構造
		電気設備
		機械設備

2. 発注者への BIM データの提示方法

PC 等の持込み、ビューア等

3. BIM 活用の項目及びその実施内容等

3-1. EIR3. (1) に掲げる指定項目

項目	実施内容	実施時期
①建築物の外観及び内観（一部）の提示	（実施箇所、実施方法等を記載） （BIM モデルの詳細度を別表 1 に示す。）	

3-2. EIR3. (2) に掲げる推奨項目のうち、受注者が BIM 活用を行うもの

項目	実施内容	実施時期
①	（実施箇所、実施方法等を記載）	

3-3. 3-1.又は3-2.のいずれにも該当しない項目で、受注者が BIM 活用を行うもの

項目	実施内容	実施時期
①	（実施箇所、実施方法等を記載）	

6 成果品（EIR4.にかかると事項）

成果品	ファイル形式
BIM データ	
BIM データ説明資料	

別表 1 BIM モデルの詳細度（基本設計段階）

		基本設計段階		
		担当	形状	情報
総合				
BIM	空間要素	空間（室、通路、ホール等（階数、階高、各室の面積共））	A	
	建築要素	階高、地下深さ、最高高さ設定	A	
		構造体：柱、はり、床（スラブ）、基礎、耐力壁	A	
		構造耐力上主要な部分に含まれない壁（種類も含む）	-	
		屋根、ひさし、バルコニー	A	
		階段	A	
		EV シャフト	A	
		外装（種類、材料等）	A	
		外部建具（仕様も含む）	-	
		内部建具（仕様も含む）	-	
		天井（天井高を含む）	-	
	BIM から出力する図面			
構造				
BIM	建築要素	構造耐力上主要な部分に該当するもの（柱、はり、スラブ等）	-	
		雑構造物（工作物、各種下地材など）	-	
BIM から出力する図面				

注) 担当欄の凡例は次のとおり。

A：建築、S：構造、E：電気設備、M：機械設備

			基本設計段階			
			担当	形状	情報	
電気設備						
BIM	空間要素	空間要素 ※建築モデルを流用して、設備は表計算ソフトで作成することも可能とする。	E			
	設備要素	機器・盤類	※表計算ソフトを併用することも可能とする。	E		
		器具		-		
		幹線（ケーブルラックを含む）		-		
		インフラ供給ルート		E		
	BIM から出力する図面					
機械設備						
BIM	空間要素	空間要素 ※建築モデルを流用して、設備は表計算ソフトで作成することも可能とする。	M			
	設備要素	機器	※表計算ソフトを併用することも可能とする。	M		
		器具		-		
		ダクト		-		
		ダンパー等		-		
		配管		-		
		インフラ供給ルート		M		
	BIM から出力する図面					

			基本設計段階		
			担当	形状	情報
昇降機設備					
BIM		EV	M		
敷地・外構					
BIM	建築要素	現況敷地情報：既存工作物、敷地内既存建築物、既存立木等（表面形状）	A		
		整備後の敷地工作物等（主要な歩道、車道、駐車場等）	A		
	BIM から出力する図面				

別表2 BIMモデルの詳細度（実施設計段階）

		実施設計段階		
		担当	形状	情報
総合				
BIM	空間要素	空間（室、通路、ホール等（階数、階高、各室の面積共））	A	
	建築要素	階高、地下深さ、最高高さ設定	A	
		構造体：柱、はり、床（スラブ）、基礎、耐力壁※	A	
		構造耐力上主要な部分に含まれない壁（種類も含む）	A	
		屋根、ひさし、バルコニー	A	
		階段	A	
		EVシャフト	A	
		外装（種類、材料等）	A	
		外部建具（仕様も含む）	A	
		内部建具（仕様も含む）	A	
		天井（天井高を含む）	A	
	BIMから出力する図面			
構造				
BIM	建築要素	構造耐力上主要な部分に該当するもの（柱、はり、スラブ等）	S	
		雑構造物（工作物、各種下地材など）	S	
	BIMから出力する図面			

注）担当欄の凡例は次のとおり。

A：建築、S：構造、E：電気設備、M：機械設備

			実施設計段階		
			担当	形状	情報
電気設備					
BIM	空間要素	空間要素 ※建築モデルを流用して、設備は表計算ソフトで作成することも可能とする。	E		
	設備要素	機器・盤類 ※表計算ソフトを併用することも可能とする。	E		
		器具	E		
		幹線（ケーブルラックを含む）	E		
		インフラ供給ルート	E		
	BIM から出力する図面				
機械設備					
BIM	空間要素	空間要素 ※建築モデルを流用して、設備は表計算ソフトで作成することも可能とする。	M		
	設備要素	機器 ※表計算ソフトを併用することも可能とする。	M		
		器具	M		
		ダクト	M		
		ダンパー等	M		
		配管	M		
		インフラ供給ルート	M		
	BIM から出力する図面				

		実施設計段階		
		担当	形状	情報
昇降機設備				
BIM	EV	M		
敷地・外構				
BIM	建築要素	現況敷地情報：既存工作物、敷地内既存建築物、既存立木等（表面形状）	A	
		整備後の敷地工作物等（主要な歩道、車道、駐車場等）	A	
	BIM から出力する図面			